

排ガス測定

排ガス測定基準

「大気汚染防止法施行令 第2条及び施行規則 第15条等」に基づく

測定対象

＜規模又は能力＞

伝熱面積が10㎡以上又はバーナーの能力が重油換算で500/h以上のもの

＜主な対象施設＞

ボイラー、吸収式冷温水発生器、コージェネレーション設備、給湯ボイラー、焼却炉 など

測定項目 ○窒素酸化物濃度 (NOx) ○ばいじん濃度 ○硫酸酸化物濃度 (SOx) ※燃料が油、等

ばいじん濃度 排出基準値

大気汚染防止法施行規則 第4条、第7条

この表は排出ガス量が1万Nm³/h未満の場合に適用する(単位: g/Nm³)

設置年月日 ばい煙発生施設の種類の種類	一般排出基準		特別排出基準		小型ボイラー				補正 残存酸素濃度 (%)
	特別区以外	特別区	特別区	特別区	一般	特別	一般	特別	
	~ S57.5.31	S57.6.1 ~	~ S46.6.23	S46.6.24 ~ S57.5.31	S57.6.1 ~	~ S60.9.9	S60.9.10 ~ H2.9.9	H2.9.10 ~	
ガス専燃ボイラー	0.10		0.05		当分の間適用せず				
液体燃焼ボイラー	0.30		0.15		当分の間適用せず				
					0.50	0.30	0.30	0.15	Os
設置年月日 ばい煙発生施設の種類の種類	一般排出基準		特別排出基準		補正 残存酸素濃度 (%)	特別区排出基準の特別区とは… 大阪府の区域のうち、大阪市・堺市・豊中市・吹田市・ 泉大津市・守口市・枚方市・八尾市・寝屋川市・松原市・ 大東市・門真市・摂津市・高石市・東大阪市・四 畷阪市・交野市・泉北郡 兵庫県の区域のうち、尼崎市 Os…排出ガス中の酸素濃度 (%)			
	~ S57.5.31	S57.6.1 ~	~ S57.6.1	~ S57.6.1					
ガスタービン	0.05	0.05	0.04		16				
ディーゼル機関	0.10	0.10	0.08		13				
ガス機関	0.05	0.05	0.04		0				

窒素酸化物濃度 排出基準値

大気汚染防止法施行規則 第5条(2)

この表は排出ガス量が1万Nm³/h未満の場合に適用する(単位: ppm)

設置年月日 ばい煙発生施設の種類の種類	規制対象ボイラー						小型ボイラー		補正 残存酸素濃度 (%)
	~ S48.8.9	S48.8.10 ~ S50.12.9	S50.12.10 ~ S52.6.17	S52.6.18 ~ S52.9.9	S52.9.10 ~ S54.8.9	S54.8.10 ~ S58.9.9	S58.9.10 ~ S62.3.31	S62.4.1 ~	
ガス専燃ボイラー	150						当分の間適用せず 参考値150		5
液体燃焼ボイラー	250 (280) ()は脱硫装置が付属しているもの						180		4
設置年月日 ばい煙発生施設の種類の種類	~ S63.1.31	S63.2.1 ~ H元.7.13	H元.8.1 ~ H3.1.31	H3.2.1 ~ H6.1.31	H.6.2.1 ~ 現在				補正 残存酸素濃度 (%)
ガス専燃 ガスタービン		90	70						16
液体燃焼 ガスタービン		120	100			70			16
ディーゼル 機関		1600	1400			1200			13
ガス機関		2000			1000	600			0

規制対象ボイラー………伝熱面積10㎡以上又はバーナー能力重油換算値が500/h以上
小型ボイラー………伝熱面積10㎡未満かつバーナー能力重油換算値が500/h未満
燃料が軽質燃料(灯油、軽油、A重油等)の場合は規制値は適用しない

大阪市 大阪市固定発生源窒素酸化物対策指導要領の窒素酸化物排出濃度に係る指導基準値(平成4年10月1日施行)

(単位: ppm)

設置年月日 ばい煙発生施設の種類の種類	規制対象ボイラー		補正 残存酸素濃度 (%)
	~ H4.10.1以前	H4.10.1以降 ~ 現在	
ガス専燃ボイラー	100	60	0
液体燃焼ボイラー	120 (230) ()は脱硫装置が付属しているもの	80	0

大阪府 固定型内燃機関窒素酸化物対策指導要領の窒素酸化物排出濃度に係る指導基準値

(単位: ppm (O₂=0%))

固定型内燃機関等の 種類・規模	総量規制地域※ (大気汚染防止法施行令第7条の3に規定する窒素酸化物に係る指定地域)			その他の地域	
	平成元年2月1日から 平成4年3月31日まで に設置	平成4年4月1日から 平成9年3月31日まで に設置	平成9年4月1日以後 に設置	平成元年2月1日から 平成9年3月31日まで に設置	平成9年4月1日以後 に設置
ガスタービン	2万kw以上 15万kw未満	150	100	30	45
	2千kw以上 2万kw未満			150	120
	2千kw未満	200	150	200	150
ディーゼル機関	500	300	300	500	500
ガス機関	1500/h以上 500/h未満	300	200	100	150
	500/h以上 1500/h未満			150	200
	500/h未満	500		500	300
発電用ボイラー (2万kw以上15万kw未満)		—	25	—	35

(備考)

- 平成元年1月31日以前に設置された施設については、当分の間適用しません。
- 使用の方法を非常用から常用に変更する既設の施設については、常用として使用を開始する日を設置日とします。
- ガスタービン及び発電用ボイラーのうち、定格の発電出力が15万kw以上の施設については、別途知事と協議するものとし、また、コージェネレーションシステム等でガスタービンと他の機器により同一の発電機を駆動する場合は、ガスタービンによる定格の発電出力による区分とします。
- ガスタービン及び発電用ボイラーの規模は、定格の発電出力を示します。
- ※1…豊中市、吹田市、泉大津市、守口市、八尾市、寝屋川市、松原市、大東市、門真市、摂津市、高石市、四畷阪市、交野市及び泉北郡の区域を示します。

大阪府 固定型内燃機関窒素酸化物対策指導要領の窒素酸化物排出濃度に係る指導基準値

(単位: ppm (O₂=0%))

固定型内燃機関	平成元年2月1日から 平成4年3月31日まで に設置	平成4年4月1日から 平成9年3月31日まで に設置	平成9年4月1日以降 に設置
	ガスタービン	2万kw以上 15万kw未満	
6千kw以上 2万kw未満		150	100
2千kw以上 6千kw未満			80※1
2千kw未満		200	150
ディーゼル機関	500	300	300
ガス機関	6500/h以上 1500/h以上 6500/h未満	300	200
	500/h以上 1500/h未満		100※2
	500/h未満	500	150

(備考)

- 平成元年1月31日以前に設置された施設については、当分の間適用しない。
- 平成9年3月31日以前に設置された燃料の燃焼能力が重油換算で1000/h以上、3000/h未満の施設については、当分の間適用しない。
- ※1…平成12年3月31日までに設置されたものについては、85ppmを適用する。
※2…平成12年3月31日までに設置されたものについては、120ppmを適用する。